

木簡 (4)



木簡 (1)



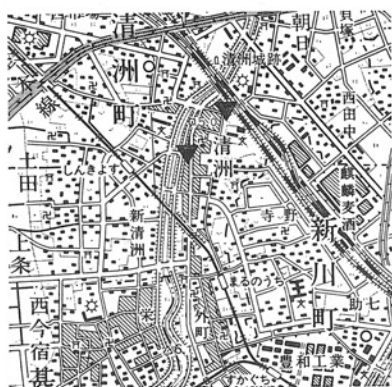
木簡 (3)

墨書の遺存が良いとはいえず、とくに(4)は墨が剝落し、墨痕が浮き上がった状態のものである。

これら遺物からみれば、非常に官衙的性格をもった遺跡であることは否定できない。郡域からみればあまりにも辺境の地にあたり、郡衙とするには難がありそうである。その下級の郷・里といった単位のものを想定することが望ましいのであろうか。諸氏のご指導を仰ぎたい。

なお、木簡判読に際しては、奈良国立文化財研究所寺崎保広氏の御教示を得た。

(森下大輔)



(名古屋北部)

清洲城下町遺跡は、濃尾平野を南流する五条川の中流域に広がる自然堤防上に展開する。清須城は一五世紀末以降、尾張地方の政治的中心地の一つであり、織田信長・信雄・豊臣秀次などの有力者が入城している。遺跡は古墳時代後期から集落として存続し、清須城廃城後も清須宿の宿場町が営まれていた。

愛知・清洲城下町遺跡

きよす

- 1 所在地 愛知県西春日井郡清洲町
- 2 調査期間 一九八八年(昭63)四月～一九九〇年三月
- 3 発掘機関 財愛知県埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 水谷朋和・梅本博志・小澤一弘・川井啓介・鈴木正貴・加藤とよ江
- 5 遺跡の種類 集落跡・城館跡
- 6 遺跡の年代 六～一九世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

また、城下町の時期は三重の堀で町を囲む一六世紀後半を境に前期と後期に区分される。

清洲城下町遺跡の調査は一九八二年の名古屋環状二号线建設に伴う発掘調査から始まり、一九八八・九年度は五条川河川改修、及び県道新川清洲線拡幅に伴う発掘調査を実施した。調査の結果、古墳時代から江戸時代までの各時期の遺構・遺物が検出されたが、木簡類は、全部で四つの調査区のうち、清須城下町に関連する時期の遺構のみから出土した。

今回、木簡類が出土した遺構は、幅約四mの規模を持つ溝、及び性格不明の滞水状態を示す遺構である。幅四mの溝は有力家臣が居住した屋敷を囲むものと考えられ、幅一〇m以上の溝で区画された、一辺が一〇〇m以上の規模を持つ居館の南に展開する。城下町後期まで継続するものもあるが、いずれも城下町前期に設けられた溝である。以下にそれぞれの遺構の概要を説明する。

六三E区SD〇一(SD一三六) 城下町前期の最も古い段階に位置付けられるL字に屈曲する溝で、南東部に土橋を有する。この中に、土師器の皿が数百枚一括投棄されていた。ここから木簡(1)が出土した。

六三K区SD〇一(SD一一一) 前期から後期まで継続する溝で、前期では屋敷地を囲む溝、後期では地割を画して排水路として利用された溝である。人形の頭部や「正眼寺」などと刻書された硯が出

土している。ここから木簡(2)が出土した。

六三K区SD〇二(SD一一〇) 城下町前期の溝で、SD一一一と並行して走り、その間は道路を形成する。木簡(3)が出土した。

八九F区SX〇一 城下町前期と考えられる窪地で、滞水状況を示す粘土が堆積していた。木簡(4)(5)が出土した。

八九G区SK〇一 調査区が狭小であったため遺構の全容は不明であるが、滞水状況を示す灰色粘土が堆積し、溝か池があった可能性がある。上層には城下町後期の焼土・炭化物の堆積がみられる。遺構の位置はSD一三六で囲まれた屋敷地の南東に位置し、中掘に接する。この中から多量の木簡類が出土した。木簡(6)(7)はその一部である。

8 木簡の积文・内容

(1)  [鴨カ]

・   62×24×3 081

(2) 「御ちや三× (127)×(18)×1 061

(3) 「南無妙法蓮華経  のため」 222×25×3 061

(4) ・   口口

・  南无× (243)×33×1 061

(5) 「是人心意」
徳力は×
(381)×37×1 0.69

(6) 「華光仏住世寿十二小劫其国人民衆寿命八小劫」
(340)×37×1 0.69

(7) 「亦無擯出安住忍故智者如是善修其心 五之十×」
(323)×37×1 0.69

(1)の裏面は「五」あるいは「九」と読めるが、表裏とも意味は不明である。(2)は他の板材と合わせて容器を作ったと考えられ、墨書はその内容物「お茶」を記したものかもしれない。(3)(4)は共に板塔婆である。(3)は墨書自体は残存しないが、墨書の痕跡から判読した。(4)は表面に五輪塔の大日真言に阿弥陀三尊の種子を加え、裏面にも三分の種子がある。(5)は『法華経』普賢菩薩勸発品第二十八の经文の一部を書写した柿経である。

八九G区SK〇一から出土した木簡類は全て柿経である。頭部を主頭状にした薄板に『法華経』一部八巻を分割して書写したもので、二〇〇点以上が出土した。今回出土した柿経は出土状況から二〇枚を一束としていたと推定され、いずれも片面にのみ经文を記している。(6)(7)はその一例で、(6)は譬喻品第三の偈頌の一部である。また、(7)は安樂行品第十四の经文の一部で、下端部の余白には巻束番号と考えられる墨書がある。柿経の書写はその書体から一束単位で複数の手によって行われており、多人数によって一斉に写経が実施され、

一括して投げ入れられたものであろう。

なお、(1)～(3)の釈読については奈良国立文化財研究所綾村宏氏の御教示を得た。

9 関係文献

- 勅愛知県埋蔵文化財センター『年報 昭和63年度』(一九八九年)
- 同『年報 平成元年度』(一九九〇年)
- 同『清洲城下町遺跡』(一九九〇年)
- 同『埋蔵文化財 愛知21』(一九九〇年)

(鈴木正貴)